

[平成 12 年第 3 回 9 月定例会－09 月 22 日-03 号]

◆ 1 番（松坂知恒議員） お疲れさまです。連合同志会の松坂知恒でございます。

本日は私が最後の質問者ですので、いましばらくの間御清聴をよろしくお願いいたします。

まず第 1 番目に、最も重要かつ緊急の課題である財政問題についてお聞きします。広島市は、2000 年の 2 月に財政健全化計画の見直しをされ、計画期間を 2003 年までとした新しい目標値を設定しました。具体的な数字を示しておられますが、財政当局は現在広島市が陥っている財政危機、この危機に対する認識が甘いのではないのでしょうか。一般会計における市債残高は現在 8,362 億円。毎年約 600 億円ほど増加しております。このまま行きますと、3 年後には市債残高は 1 兆円を超えてしまいます。また、特別会計における債券残高が 450 億円、企業会計における企業債の残高は 6,200 億円に上っております。企業債は 1998 年度だけでも 640 億円もの増加が見られておりました、全会計合わせて 1 兆 4,500 億円の借金があり、しかも毎年 1,200 億円も借金をふやしていけば、4 年、5 年先には 2 兆円を超えることは容易に予想されます。そして、2 兆円の借金に対して元利償還金額は 1 年間に約 2,000 億円になります。つまり、年間の市税収入 2,000 億円は、すなわち我々広島市民が納める税金はすべて借金のカタに銀行へ直行するということになるわけです。こんなことは許されません。

現在、毎年 10% 近く増加している市債残高にどのようにブレーキをかけようというのか。2003 年度までに、つまり 3 年後までに一般会計の市債発行額と元金償還額を同額にするという目標を広島市は掲げておられますが、達成できるのでしょうか。公共工事などの投資的経費を毎年 7% 削減すれば達成できるとの御説明ですが、これは単に机の上で計算したら 7% 削減という数字が出てきたにすぎないのではないのでしょうか。実効的な裏づけがそこにあるのか、財政当局にそこまでの深い認識と強い決意があるのか甚だ疑問に感じます。また、企業会計は市民から利用料を徴収して運転しているから一般会計とは切り離してよいという考えによるものか、財政健全化計画の中では余り触れておられませんが、企業債の償還は元金、利息とも一定の割合を一般会計から繰り出していること、企業債の残高がふえれば繰り出し額も当然増加することを財政当局は忘れておられるのでしょうか。

以上、多くの疑問の中から 3 点ほどお尋ねいたします。

1 点目、財政健全化計画の数値目標をどのように達成しようとしているのか、市債残高の抑制をどのように実現していくのか、具体的にお聞かせください。

2 点目、財政健全化の中で、特別会計や企業会計についても十分に考慮し、一般会計からの繰り出し額を極力増加させないよう、減少させるよう努力していただきたいが、具体的にどう取り組んでおられるのでしょうか、お聞かせください。

3 点目、財政の健全化と行政改革とは表裏一体ともいえるべき関係にあると思われませんが、先般広島市が示した第 2 次行財政改革の実施計画が実現できたとしても、効果の金額から

考えて、とても財政再建はできないと思いますがいかがでしょうか、お聞かせください。

次に、行政改革についてお尋ねします。

広島市は第1次行財政改革を受けて、2000年度から2003年度までの第2次行財政改革の実施計画を取りまとめておられます。250項目の内容を見ますと、各部局から達成できそうな項目だけを集めて、ただ単に通常業務の見直し程度の中身にすぎないのではないのでしょうか。この250項目すべてが達成されたとして、その効果の合計額、幾らになるのでしょうか、お答えください。

また、第2次行革の実施計画は広島市内部からの提案にすぎないため、甘い行革であると思わざるを得ません。財政再建を目指す行政改革であるからには、身を削ってでもコストを削減するという内部職員の意識改革は不可欠であると考えますが、具体的にどのように意識改革を進めていくのか、お答えください。

また、甘い目標ではなく厳しい目標値を設定するために、積極的に外部の意見を取り入れ、実施計画についても見直しをすべきと考えますがいかがでしょうか、お答えください。

情報公開については積極的に進めるべきであります。市民委員を加えた新しい行政改革懇話会は、次回から10名に限って市民の傍聴を認めることに決まりました。一步前進と評価いたします。2003年までこの懇話会の取りまとめを待つまでもなく、審議会、その他の会議を速やかに公開とすべきであると考えます。今後の取り組みについてお聞きします。

また、行革懇話会の公開に対する取扱要領によると、傍聴人の定員は10名しか決めておられず、大変少ないと思われまます。10名で市民に公開したと言えるのでしょうか。10名の制限を条文から撤廃し、市民に広く公開すべきであると考えますがいかがでしょうか、お答えください。

また一方、第1次行政改革の実施状況の中で、416名の職員と80の組織を削減しておられます。公益法人の統廃合については、合わせて11の法人を5つに統合されました。公益法人の組織数が減少したことにより削減された人員数は何名でしょうか。また、削減された経費は幾らになったのでしょうか、お答えください。

3番目に、環境問題についてお尋ねします。

家電リサイクル法の実施により、大型ごみの収集料金を新たに徴収するとの提案ですが、市民にとって有料化は望ましいことではないけれども、法律と現状との整合性という点から一定の理解はしております。しかしながら、収集方法についてはたくさんの大きな問題点があります。これまでのステーション方式を改め、電話予約による戸別収集方式を採用するとのことです。新たな予約センターの設置と収集業者への連絡システムの構築も必要です。宅配便の業者の方によりまますと、この戸別収集システムを採用すれば、コストもかかるし、収集作業能率も落ちることは明白だということです。有料化によって市民にはコスト意識を植えつける必要があると広島市はうたっておきながら、広島市はわざわざコストのかかる収集方法を採用しようとしています。大きな矛盾があると言わざるを得ません。低コストの収集方法について再検討すべきと考えますがいかがでしょうか、お答えください。

い。

また、収集コストの減少はごみ収集量が減少することによって達成できるとのことですが、確実に減少すると確約できるのでしょうか。当初の一、二年は減少するかもしれませんが、買い控えなどが永続的に起きない限りいずれもとのレベルに戻ると思われます。また、実際に東京都では大型ごみの収集有料化後8年経過しておりますが、大型ごみの収集量に変化はありません。この状況をいかに分析しておられるのかお尋ねいたします。

次に、不法投棄についてお聞きします。市民に意見を聞きますと、有料化によって不法投棄がふえると10人が10人心配しておられます。不法投棄は他都市ではふえていないとのことですが、これは単に当局が不法投棄の実際量を把握できていないためではないでしょうか。人知れず山中や海底に投棄されているのではないかと心配するところであり、有効な防止策についてお答えください。

次に、再利用のシステムについて伺います。現在は再利用業者が大型ごみの収集日に当該地域を巡回して、再利用できるものについてはみずから回収し、商品化しています。最も優先すべきリユースのルートであり、広島市にとっては全く経費のかからないルートであります。新しい戸別収集が実施されますと、この再利用のルートを閉ざすことになると思いますが、広島市のお考えをお聞きいたします。

次に、新しい収集業務についてお尋ねします。指定された収集日の前に広島市へ予約しても収集日の数日前という締め切り、この締め切りが過ぎていけば翌月に回されてしまい、ごみを出しておきたい日に家の前へ出しておいても収集しないと聞いております。また、予約によって1日の予定収集量が一定量を超えれば、予約期限の前であっても新たな受け付けはしないと聞いております。いずれも、現行の当日出しておけば集めてくれる収集方法に比べ、サービスの低下は明らかです。料金を徴収した上に、電話予約やコンビニでのステッカー購入などの手間がかかり、さらに収集のサービスは低下するという点では市民の納得は到底得られないと考えます。サービス低下にならない収集方法について、具体的にどう考えているのかお聞きいたします。

次に、救急医療についてお尋ねします。広島市内の一般病院や診療所、そして1次救急病院に心筋梗塞や脳出血、そして交通事故による多発外傷などの重症者が受診した際、3次救急病院や救命救急センターなどの高次救急医療機関への搬送が必要な場合がしばしばあります。診療所や1次救急病院の医師が3次救急病院へ電話で連絡する際に対応されるのが、事務当直の方や当直の看護婦さんの場合が多く、受け入れを要請したり病状を説明したりするのにしばらく時間を要したり、救急部と異なる部署に電話を転送されたりして時間を浪費することがあります。この場合、1次救急機関の医師としては応急処置をしながら受け入れ先への要請と救急隊への連絡、さらに付き添ってこられた家族の方々への説明、さらに受け入れ先への紹介状の作成などの業務を患者さんの病状を見ながら、確認しながら済ませなければなりません。一刻も早く処置をして3次救急病院に救急車に同乗をして搬送しなければならないのですが、電話で受け入れを要請する際に同じ病状説明を繰

り返したり、いろいろと電話を転送されたりしたあげく受け入れを拒否されたり、いたずらに時間を空費することで患者さんが危機的状況に陥る場合があります。医師の心理的ストレスも大変なものです。

そこでお尋ねします。救急隊は3次救急病院の救急部や集中治療室とのホットラインを占有しており、救急車内での救急救命処置に医師の判断を仰いだり、また受け入れ要請にホットラインを利用しております。救急隊の判断で患者を3次救急病院に送る際には直接救急部の医師に連絡できるのに、ホットラインを知らされていない1次救急病院の医師は電話帳に記載してある病院の電話番号へかけて、事務当直や当直の看護婦さんを通じて時間をかけて救急部へたどり着かなければならないのでしょうか。円滑なる救急業務を推進するためにも、3次救急病院のホットラインの電話番号を一般の診療所へもあらかじめ通知しておいていただきたいと思います。3次救急病院への搬送が必要と判断した場合には、即座に紹介先の救急部の医師と直接やりとりができるシステムができれば救急医療体制の大きな前進であると考えます。ホットラインの通知と病院の受け入れ体制について、消防局及び3次救急医療を担っている広島市民病院、安佐市民病院の回答を求めます。

次に、1次救急病院から2次の救急病院へ今度は中等症の救急患者を紹介する際にも、当番に当たっている2次救急病院が告知されていないために、1件ごとに1次救急病院の医師は時間をかけて受け入れ先を探しているという現状にあります。告知を速やかに実施してほしいと思いますが、告知の予定はあるのでしょうか。また、現状において2次救急の当番病院についての情報は広島市のいずれの機関にお尋ねすればよいのかお答えください。

次に、広島市民病院の3次救急病院としての役割についてお聞きします。

110名を超す医師が勤務し、高いレベルの医療体制を備える広島市民病院は、一般市民にとって救急医療の最大最高の拠点としてその期待も大きいものがあります。救命救急センターを標榜している以上、あらゆる3次救急患者を受け入れるのは当然であり、その役割を担うために救急医療における損失補てん額として、一般会計から年間2億4,000万円繰り入れております。しかしながら、交通事故などによる多発外傷患者については受け入れを拒否していると聞いております。脳神経外科、整形外科、胸部外科、腹部外科、これは単に外科と呼ばれておりますが、さらに麻酔科などの複数の診療科が協力して治療に当たらなければならない多発外傷を市民病院は引き受けるべきであります。人員も医療機器も医療設備も市内の他の病院に比べれば充実しているわけですから、院内の合意さえ得られれば来月、せめて年内には始めることができると考えます。市民病院の決意をお聞きします。

次に、小児救急医療についてお尋ねします。

懸案の小児救急医療は、本年舟入病院の診療体制が充実したものの、舟入病院への一極集中が改善されておられません。北部、西部、東部地区への分散化が急がれますが、体制整備の進捗状況についてお尋ねいたします。

次に、文化行政についてお聞きします。

広島交響楽団「広響」は、広島が誇るプロフェッショナルのオーケストラであります。オーケストラの力量は新聞報道に見られるように着実に上昇し、多くの市民がその演奏に盛大な拍手を送っているところであります。しかし、その財政は大変厳しい状況にあります。楽団員の一時金を2年連続で25%ほど大幅にカットし、1999年度の決算でようやく307万円の利益を計上しました。このままの待遇が続けば、せつかくの人材も流出が心配されます。広島市としては、広島交響楽団を市民のオーケストラとして育てようという強い意思があるのかどうかお尋ねいたします。

また、厳しい財政を改善しようと団員が開演の前に街頭でチラシを配ったり、あるいは広島駅前の地下広場で無料の街頭コンサートを開いたり、安い年会費のファンクラブ「広響フレンズ」を立ち上げ、団員もその運営にかかわったりと、新しいファン層の拡大に取り組んでいるところでございます。そこでお聞きします。小学生、中学生、高校生を対象に、学校の講堂や体育館に広響が出向いて演奏を行う移動音楽教室は、1990年度には広島県内で56回開催されていましたが、1999年度には28回と半減しております。28回のうち、広島市立の学校での開催はわずかに3回です。今年度は予定も含めてわずかに2回であります。演奏を聞き、高い文化に触れることは、豊かな心を醸成することになると確信しております。広響ファンの生徒もふえることでしょう。さらに、演奏を聞き感動をした子供たちの中から世界に名立たる音楽家が誕生するかもしれません。ぜひとも、この移動音楽教室の開催を関係機関に求めていただきたいと思いますがいかがでしょうか、お考えをお聞きします。

また、広島市が実施するさまざまなセレモニーには極力、広響を活用し、PRに努めていただきたいと思いますがいかがですが、具体的な取り組みについてお聞かせください。

次に、院内学級についてお聞きします。

広島市内の院内学級は、五つの病院に小学校、中学校を合わせて計9クラスが運営されており、障害児学級の中の病弱児学級と位置づけられています。各病院に入院して治療を受けている子供たちがこの院内学級で授業を受けているわけです。このうち、治療上の制約や病気の状態から、ベッドサイドを離れることができない生徒が4名から7名程度おり、そのほとんどは血液疾患の治療に当たっている広島大学附属病院に集中しているのが現状です。しかし、配置されている先生の数が少ないために、そのベッドサイドの子供たちに十分な教育の機会が与えられていないことについては、昨年の9月議会での一般質問やことし3月の予算委員会に取り上げました。そして、保護者の皆さんから議会へ充実を求める請願も提出されております。また、予算特別委員長の報告の中にも院内学級の充実を努めるという項目を入れていただき、同僚議員の皆さんの御理解も得ているところでございます。そこでお尋ねします。この間、院内学級とベッドサイドの生徒に対し、どのような教育機会の充実を図られたのか、また今後どのように取り組んでいかれるのかお聞きします。

段原再開発事業は、土地区画整理法に基づき広島市が事業者となって進められております。従来、段原は小さい宅地が密集していたため、小宅地に対して何らかの対策が必要となりました。広島市は1980年に当時の市長、助役、局長の出席する企画関係者会議において小宅地対策をとることに決定しました。その中身は、30坪以下の小宅地については減歩をしない、または面積に応じて平均減歩率15%を緩和するというものです。また、減歩にかかわる清算金は広島市が買収した小宅地対策用地の購入原価で清算する。つまり、坪当たり53万円で清算すると決定しました。この決定に基づいて、広島市は仮換地の発表時において、1,000名に及ぶ小宅地の地権者に清算金については坪53万円であると説明し、住民の同意を得て事業に着手したのであります。1998年までこの小宅地対策は実行され、事業は順調に推移していたのであります。ところが、広島市はこの住民への説明を無視し、企画関係者会議の決定を覆す換地計画案を1998年の10月に住民に何らの説明もなく突如として打ち出しました。清算金については坪100万円であるという内容です。広島市がみずから招いた混乱によって、換地処分に至っていないのが実情です。そこでお聞きします。当初、広島市が小宅地住民に対して坪53万円と説明していましたが、この説明どおり坪53万円で清算することは法律違反ではないと私は考えますが、法律違反でしょうか、お答えください。

小宅地の清算金は坪53万円と説明し、住民から同意書をとっておきながら、突如坪100万円徴収すると発表して、順調に進んでいた区画整理事業を混乱させ、中断させた責任を広島市はみずからの過失として認めるのか、あるいは過失はないと主張するのかお聞かせください。

これで質問を終わります。明瞭な御答弁を求めます。

なお、私の席から見て左側の席の理事者の皆様は、演壇の陰になって姿が見えません。内容はもちろんのことですが、音声も明瞭なる答弁をお願いし、質問を終わります。皆様、どうも御清聴ありがとうございました。(拍手)

○鶴見和夫 副議長 市長。

[秋葉忠利市長登壇]

◎秋葉忠利 市長 松坂議員の御質問にお答え申し上げます。

大型ごみ収集の有料化に関する御質問がございました。この件について、私から基本的な考え方を述べさせていただきます。

我が国においては、地球環境の保全という世界的な課題を踏まえ、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、生活環境の保全や資源の有効活用を行う循環型の社会を構築することが大きな課題となっております。特に、廃棄物処理の分野においては、循環型社会を実現するため、ごみの排出抑制、使用済み製品や部品の再利用などを進めることにより、ごみの減量化、リサイクルを促進し、安定した、かつ適正なごみ処理に努めていく必要があります。こうした中、本年6月に廃棄物及びリサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる循環型社会形成推進基

本法が制定、公布され、国、地方公共団体、事業者及び国民の適正かつ公平な費用負担の考え方が明確化されました。

また、平成13年、2001年4月から家電リサイクル法が施行されますが、この法律は廃家電品の処理方法を従来のごみとしての処理から資源を有効活用するリサイクルへと転換することを目的としており、行政だけではなく、消費者、事業者も一定の役割を担い、今後消費者は収集及びリサイクル料金を負担する必要があります。このたび本市が行おうとする大型ごみ収集の有料化は、こうした国レベルでの大きな流れを踏まえ、広島市廃棄物処理事業審議会からの答申も得て、受益者負担の考え方にに基づき、収集経費の一部を市民の皆さんに負担していただくことにより安易な排出機運の見直しやコスト意識の醸成を図り、市民の協力のもと、大型ごみの減量、リサイクルを推進していこうとするものであります。こうした一つ一つの取り組みを積み重ねていくことがゼロ・エミッション社会の実現に資するものと考えております。

その他の御質問につきましては、担当局長からお答え申し上げます。

○鶴見和夫 副議長 企画総務局長。

◎守田貞夫 企画総務局長 行政改革に関します御質問につきまして、順次御答弁を申し上げます。

まず、第2次行財政改革の実施計画の効果額についてお答えを申し上げます。

第2次行財政改革の実施計画に掲げております取り組み項目につきましては、公共施設の開館日、開館時間の見直し等、市民サービス向上のための取り組みや職員の接遇研修の充実等、職員の能力向上の取り組みなども中に含んでおります。これらの取り組みにつきましては、その効果額を算定することはできません。一方、事務事業の再編、統廃合、内部管理経費等の節減など、効果額を算定できるものもございます。こうしたことから、250項目すべての取り組みの効果額を算定することは難しいと考えております。なお、現時点で金額による効果が明らかなものの総額は、平成12年度の効果額といたしまして、内部管理経費等の節減など約25億円となっております。また、この実施計画は毎年の予算編成や事業の進捗状況などによりまして、適宜、追加修正を行っていくことにしてありまして、今後とも効果額を含め、成果が目に見えるような形で行財政改革を取り組んでいきたいと考えております。

次に、職員の意識改革についてでございますが、行財政改革の実効性を高めるためには、議員御指摘のとおり、職員の意識改革は非常に重要であると認識をしております。このため、昨年度から職員1行革の取り組みを全庁的に行うとともに、職員に対しましても行財政改革の必要性等についての研修を行っております。また、現在導入を検討しております行政評価制度では、職員がよりコスト意識を持つとともに、成果重視の方向に意識が変わることが求められております。このため、幹部職員や管理職員を初め、一般職員につきましても本制度導入に向けた研修を実施しております。今後とも行財政改革に対します職員意識の一層の向上に努めまして、全庁を挙げて行財政改革に取り組んでいきたいと考えて

おります。

また、行財政改革の目標の設定などに外部の意見を取り入れるべきではないかということですが、行財政改革の成果が目に見えるように、また実効性を高めていくためには目標値を設定いたしまして、しかも数値等による具体的でより高い目標を掲げ、その達成に向けて取り組んでいくことが必要でございます。こうした考え方で、第2次行財政改革大綱におきまして目標を設定いたしましたところでございますけれども、この目標につきましては、これまでの実績、目標達成のための方策などを踏まえまして、実現可能性も考慮いたして総合的判断のもと、現時点において適切と考えられる目標を設定いたしております。今後とも行財政改革を進めるに当たりましては、議会や行財政改革懇話会等からの御意見もいただきながら、的確に対応してまいりたいと考えております。

次に、審議会等の公開についてでございますが、午前中皆川議員に御答弁申し上げましたとおり、第2次行財政改革大綱におきまして、原則として審議会等の会議は公開することを目標に掲げております。このため、現在会議公開等の可否及び非公開とされる場合の理由等の調査を全庁的に行っておりまして、今後公開に向けてのもろもろの準備などの整備を行いたいと考えております。

また、行財政改革懇話会の傍聴人数につきましては、他都市の実績などを参考にいたしまして10名に設定いたしておりますが、この10名を超える場合におきましても、可能な範囲で傍聴できることにしております。また、今後の傍聴の状況を見まして、必要であれば懇話会に諮り、定員の見直しも行いたいというふうに考えております。

最後になりましたけれども、公益法人の統廃合についての御質問でございます。

公益法人等につきましては、類似の事務事業を実施しております団体や設立当初の目的を達成した団体につきまして統廃合を行い、より一層効果的、かつ効率的な執行体制を整備するため、第1次行財政改革の中で、平成9年度から平成11年度までの3年間で約10%、5団体の削減目標を設定いたしまして、結果として14.0%、6団体の削減を行っております。この統廃合により職員数の削減は、派遣職員、プロパー職員を合わせて合計26名でございます。職員数の削減により経費効果につきましては、年間約2億円程度ではないかというふうに考えております。なお、統廃合の効果につきましては、単に経費効果だけでなく、例えば平成9年度に実施いたしました広島市いきいき財団、広島市青少年健全育成振興協会、そして広島市ひと・まちネットワークの統合について申し上げますと、それまで各団体で分かれて実施しておりました市民のボランティア活動の支援と市民参加のまちづくりを、青少年から高齢者まで幅広い年齢層を対象といたしまして一元的に展開することができるようになり、効果的で効率的な事業展開が可能になったというような効果もあろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○鶴見和夫 副議長

財政局長。

◎北谷重幸 財政局長

財政問題についての御質問にお答えいたします。

まず、市債残高の抑制についての御質問でございますが、将来の世代に健全な財政を引き継いでいく上で、市債残高を適正な水準に保つことは大変重要なことであると考えております。議員御承知のとおり、財政健全化計画では、財政健全化の目標の一つとして市債残高増加の抑制を挙げておりまして、具体的には投資的経費総額を平成 15 年度まで毎年 7%ずつ縮減することにより、その財源である市債について、平成 15 年度には市債発行額と市債元金償還額が同額になるよう毎年市債発行額を削減し、それ以降の市債の実質残高を増加させないものとしております。また、計画期間後の平成 16 年度以降の目標としても、財政の健全性を示す指標である起債制限比率を 15%以内、公債費比率を 20%以内とするということを掲げており、将来的にもこれらの指標に留意しながら財政の健全化をさらに進めていくよう努めてまいりたいと考えております。

次に、特別会計や企業会計への繰り出し額についての御質問でございますが、議員御指摘のとおり、特別会計や企業会計につきましては、独立採算を原則としていることを踏まえ、それらへの繰出金が一般会計の財政を過度に圧迫するような事態にならないよう十分留意していく必要があると考えております。具体的には、特別会計や企業会計への繰出金につきましては、毎年度の予算編成の中で、その額の推移にも十分留意しながらチェックをしているところであります。また、企業会計である水道事業や下水道事業につきましては、それぞれの財政収支計画の作成に合わせて、所管局と財政局が繰出金の額にも留意しながら十分協議し、より健全な財政運営が図られるよう努めているところであります。

次に、財政健全化計画への取り組みについての御質問でございますが、第 2 次行財政改革大綱は、21 世紀の都市づくりを支える行財政システムの構築を目指して、事務の簡素化や情報公開の推進などを初めとする行政サービスの向上や、効果的、効率的な行財政運営の推進など、行財政全般にわたった行財政改革の方向性を示したものでございます。また、財政健全化計画は、この行財政改革大綱の財政改革に関する部門計画で、財政の健全化に向けた取り組みについて、その実現を図るためのより具体的な計画として数値目標を含め定めたものであります。財政健全化計画における取り組みとしては、行財政改革の実施計画で取り上げられている個別の取り組み項目や財源確保への取り組み、また投資的経費総額を平成 15 年度までの 3 カ年で 276 億円縮減することへの取り組みなどをあわせながら、財政の健全化を達成してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○鶴見和夫 副議長 市民局長。

◎三宅吉彦 市民局長 広島交響楽団についての御質問にお答えいたします。

社団法人広島交響楽協会が運営する広島交響楽団は、中四国唯一のプロオーケストラとして定期演奏会を初め、各種コンサートや海外公演活動のみならず、平和のタペコンサート等、本市が主催する事業にも積極的に参加するなど、本市の音楽文化の振興に大きく貢献していただいております。同楽団は広島市民交響楽団として昭和 38 年に結成され、本市では昭和 39 年度から、広島県では昭和 46 年度から補助を開始しております。昭和 58 年に

は、県・市で同協会の再建計画を立て、以降県・市同額の補助を行っており、今年度は昨年度と同じ1億2,000万円の補助を行っております。同協会の経営状況はオーケストラ一般の例に漏れず慢性的な赤字状況にあります。楽団員と事務局が一丸となった懸命の経営努力により、議員御指摘のように、昨年度は4年ぶりに約300万円の黒字となりました。オーケストラの健全な経営維持のためには、財政面の安定のみならず、音楽活動に専念できる良好な環境が大切であることから、アステールプラザにおけるオーケストラ等練習場の優先的使用や、楽器庫、楽譜庫の使用などの面でも支援を行っております。本市といたしましては、今後とも広島交響楽団の事業を財団法人広島市文化財団の文化情報紙「T o Y o u」を初め、さまざまな機会を通じてPRし、市民の中に広響が自分たちのオーケストラであるという意識が芽生えるよう積極的に支援してまいります。

移動音楽教室は、子供たちが学校の講堂や体育館で生のオーケストラ演奏を聞くことができる音楽鑑賞のよい機会ですので、今後とも社団法人広島交響楽協会と連携を図りながら、チラシの配布や校長会でのPR等を通じて支援してまいります。

これまでも、平成10年度の水道創設100周年記念コンサートや平成11年度の世界音楽祭“オーガスト・イン・ヒロシマ’99”などで同楽団に出演を依頼したところでございます。今年度は来年3月に開館予定の安芸区民文化センターの開館記念事業に招聘することといたしてありまして、今後とも本市が開催する行事には広島交響楽団を積極的に活用してまいります。

以上でございます。

○鶴見和夫 副議長 社会局長。

◎藤井克己 社会局長 救急医療の中の2点の御質問にお答えいたします。

まず、2次救急である病院群輪番制病院の当番を1次救急を担っている医療機関に対し公表することについてでございますが、広島地区においては、現在28病院による輪番制で夜間、休日、2次救急に対応している状況であります。2次救急である病院群輪番制の当番病院の公表については現在行われておりませんが、広島市も参加しております広島地区病院群輪番制病院運営協議会の中で研究してまいりたいと思っております。

それから、小児救急医療は舟入病院に一極集中の状況となっており、北部、西部、東部への分散化についての問題でございますが、舟入病院に小児救急患者が集中している状況への対応につきましては、本年4月から平日の準夜の体制についても、1診体制から2診体制にするとともに、診療時間を拡充する等の対策を講じておりますが、議員御指摘のように、一極集中の解消も必要であるというふうに考えております。このため、本市における小児救急医療の充実について、広島市連合地区地域保健対策協議会の中の小児医療体制検討委員会の場で検討を重ねており、この研究結果等も踏まえながら今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○鶴見和夫 副議長 環境局長。

◎齊藤末男 環境局長 大型ごみ収集の有料化につきまして数点のお尋ねがございました。まず、戸別収集によりコスト高の問題でございます。

大型ごみ収集を有料化いたします場合に、従来のごみステーション方式を継続いたしますと便乗排出されるおそれがあるということ、それからまた収集運搬手数料の支払いを確認する必要があるというようなことから、申込制の戸別収集に移行する必要がございます。戸別収集に移行をすることによりまして、御指摘のように、受付センターの設置等、新たな経費負担が生ずることとなりますが、一方で、既に有料化している他の政令指定都市の状況を見ますと、収集量は有料化前の半分以下になっておるような状況でございます。本市におきましても、大型ごみの収集量は有料化初年度は約5,000トン弱と見込んでおりますことから、有料化前の過去3年間の平均収集量でございます約1万4,000トンに比較いたしまして6割程度の収集量が減少し、これに伴う収集・処分経費の削減が図れるものというふうに考えております。この減量効果を金額に換算いたしますと、手数料収入を合わせまして約6億円程度になるものと試算をいたしております。

次は、有料化すると実際に減るのかと、東京都は減っていないがというふうなことでございますが、有料化後の状況を見てみますと、東京都を除きますすべての都市において収集量は半分以下になっており、本市におきましても同様の効果が出てくるものと期待をしているところでございます。一方、東京都はさまざまな施設や機能が集中した日本の首都であるということから、企業の転勤などが頻繁に行われまして、一年を通じて引っ越しが多く、東京都では他の政令市と違いましてそうした引っ越しごみのような一時多量の大型ごみを合わせまして収集をしているということから、有料収集実施後においても思ったほど収集量が減らなかったというふうに聞いております。

それから、次は不法投棄の御心配の問題でございます。大型ごみ収集を有料化しております他の政令指定都市を調査いたしましたところでは、有料化による不法投棄の増加は特に認められないということでございます。しかしながら、不法投棄の増加につきましては、大型ごみ収集の有料化の審議をお願いいたしました広島市廃棄物処理事業審議会、あるいはまた市民の意見の中にもこれを懸念する意見がございまして、本市としましても、不法投棄の防止対策の充実強化を図る必要があると考えております。このため、現在民間の警備会社へ委託して行っております夜間パトロールの充実、強化を図りますとともに、警察との連携を密にいたしまして、不法投棄の行為者が判明した場合には警察へ告発するなど、厳しく対処してまいりたいと考えております。

それから、戸別収集にするとリユースのルートを閉ざすのではないかというお尋ねでございます。大型ごみの減量、リサイクルをより効果的に推進いたしますために、有料化とあわせまして、市民が利用しやすい再使用やリサイクルのシステムの充実を図ることが重要であるというふうに考えております。大型ごみ収集を有料化しました場合に、申し込み制の戸別収集に移行するため、排出される大型ごみそのものが確認できる。リサイクル可能な家具などは別に収集するなどして、西部リサイクルプラザで再生販売をいたしますと

ともに、市民の間で再使用、リユースを促進するため、インターネット上で不用品の情報提供を行うことも今後検討をしております。

最後は、収集の場合にサービスの低下にならないかというお尋ねでございます。大型ごみの有料化後の収集方法につきましては、現在2カ月に1回から来年の4月からは2週間に1回の頻度で各地域ごとに収集日を指定させていただきまして、市民の皆さんに事前に電話で申し込んでいただき戸別収集をしたいと考えております。戸別収集をするに当たっては、申し込み方法に一定のルールを設ける必要がございますが、今後受け付け体制を整備していく中で、市民の利便性を考慮いたしまして、できる限り迅速かつ効率的に収集できるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○鶴見和夫 副議長 都市整備局長。

◎米神健 都市整備局長 段原土地区画整理事業につきまして2点の御質問でございます。

まず、説明どおり坪53万円で清算することが法律違反ではないと思うがどうかという点であります。段原土地区画整理事業の小宅地対策に係る清算金につきましては、仮換地発表当時、市が買収した対策用地の取得費が回収できればよく、その平均買収単価は1平方メートル当たり約16万円という説明をしており、小宅地対策の清算金が平均坪55万円程度と受け取られる説明をしておりました。しかしながら、土地区画整理事業の清算金は、土地区画整合法第94条の規定により、施行地区内の宅地において換地を定め、または定めない場合において不均衡が生じると認められるときには従前地と換地の位置、地積、利用状況等を総合的に考慮して、金銭により清算をするものとされております。また、清算金を定める場合は、同法第65条第3項の規定により、土地等の価格を評価しなければならず、その評価については評価員の意見を聞かなければならないとされております。段原土地区画整理事業における清算金については、このように土地区画整合法に定められた手続等へのとおり客観的に算定した結果、平均坪約100万円となっているものであります。

次に、順調に進んでいた区画整理事業を混乱させた責任を広島市は過失として認めるのかというお尋ねであります。小宅地対策の清算金に係る関係権利者への説明状況及び清算金の算定方法等につきましては、先ほど御答弁申し上げたとおりです。本市としては、換地計画案としてお示しした清算金が結果的に過去の説明と異なったものとなり、そのことがこのたびの混乱の原因と認識をしており、施行者としての責任を痛感しております。

以上でございます。

○鶴見和夫 副議長 消防局長。

◎久保田浩二 消防局長 救急医療についての質問のうち消防局関係について御答弁申し上げます。

市民からの119番通報により出動した救急隊が傷病者を搬送する医療機関は、その症状に適応した最も近い医療機関を原則として、在宅当番医、病院群輪番制病院及び救急告示

医療機関などの中から選定をしております。特に、心肺停止状態の傷病者にあつては、市民病院、安佐市民病院、県立広島病院及び広島大学附属病院の4医療機関に設置されておりますホットラインを活用いたしまして、24時間体制で医師からの具体的な指示を受け、救急救命士が救命処置を実施しながら救命救急センター等へ搬送しております。議員御指摘の診療中の医療機関において病状が悪化し、救命救急センター等を有する三次医療機関等への転院が必要で、搬送先医療機関を選定することが困難な場合におきましては、現在でもホットラインを活用し、救急隊が搬送先医療機関の選定に協力しておりますが、今後は119番通報の要請時からその選定に協力するなど、より積極的に対応したいと考えております。

また、入院施設のない一次医療機関から入院治療を必要とする患者を受け入れをいたします二次医療機関へ転院する場合には、原則として診療中の医師により搬送先医療機関が選定されておりますが、選定に時間を要する場合などにつきましては、消防局へ問い合わせをいただければ病院群輪番制病院、あるいは救急告示医療機関等の情報提供をしてみたいと考えております。今後とも医療機関との連携強化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○鶴見和夫 副議長

広島市民病院事務局長。

◎松井正治 広島市民病院事務局長 救急医療について2点の御質問がありましたのでお答えいたします。

まず、救急救命センターと救急隊との専用電話、いわゆるホットラインの番号をあらかじめ開業医等に知らせてはどうかということでございます。現在のホットラインは、搬送中の救急隊救急救命士に対しまして救命救急センターの医師が電話で救急処置の指示をすることを目的に設置されたものでございます。救急車で搬送される重篤患者の生命線とも言えるものですので、これを多くの開業医や医療機関にも開放するのは適当でないと考えております。したがって、開業医等において三次医療機関への転院が必要であるが搬送先医療機関の選定が困難な場合には、先ほど消防局長が答弁しましたように、119番通報し、救急隊に搬送先病院の選定の協力をしてもらうのが最善の方法であると考えています。なお、開業医が市民病院の救急医と直接救急搬送の連絡がとれるようなシステムにつきましては、今後どのような方法が最も適当かなどについて検討をしていきたいと考えております。

次に、救急救命センターで交通事故による多発外傷患者を受け入れていないが、すべての三次対象患者を受け入れるべきではないかということでございます。当病院救急救命センターは、昭和52年の発足以来、主に脳血管や心臓疾患の重篤患者を受け入れてきたところでございます。交通事故等による多発外傷患者は原則として受け入れておりません。これは、広島市内には多発外傷患者を積極的に受け入れております県立広島病院救急救命センターや民間の救急病院等があることから、これらの病院との機能分担等を考慮したこと

によるものでございます。多発外傷患者を受け入れるためには、相応の救急スタッフの整備が必要であることに加え、これまで果たしてきた他の病院との機能分担をどう見直していくかというような問題もございます。こうしたことから、多発外傷患者を含めた三次対象患者の受け入れ体制の整備につきましては、基本的には現在進めております病院の増改築計画の中で検討をしていきたいと考えておりますが、当面現行体制の中でどのような受け入れが可能なのかどうかについても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○鶴見和夫 副議長 安佐市民病院事務部長。

◎三上勝義 安佐市民病院事務部長 救急医療のうち、専用のホットラインの電話番号をあらかじめ開業医に知らせておくべきではないかと、こういう御質問に御答弁をいたします。

安佐市民病院は、安佐、山県、高田地区二次救急医療圏における唯一の病院群輪番制病院として二次救急医療を行っております。救急隊とのホットラインを設けまして、麻酔科の医師により救急救命士法第44条第1項に規定する特定行為、具体的には除細動とか静脈路確保、気道確保等の行為について救急救命士を指導するとともに、ICUへの受け入れ要請を受けております。したがって、このホットラインは救急車で搬送される重篤患者の生命線と言えるものでございますので、開業医等からの救急患者の受け入れ要請を受けるために使用することは適当ではないというふうに考えております。ただ、開業医等について、三次救急に相当する患者が発生し、転送を必要とする、こういう場合におきましては、先ほど消防局長、それから市民病院の事務局長からも答弁がございましたように、まず119番に詳細な状況を通報し、救急隊に搬送先病院の選定をゆだねる、こういうことが最善の方法であろうかと考えておりますが、今後より効果的な救急連絡システムについて、関係部局とも協議しながら検討してまいりたいと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○鶴見和夫 副議長 教育長。

◎池原資實 教育長 広大附属病院の院内学級についてお尋ねがございました。広島大学医学部附属病院には、小学校と中学校の院内学級を設置をいたしております。この院内学級におきましては、これまで小学校においては担任1名、中学校においては教科担任制でもありますことから担任1名と教科担任が指導に当たってきたところであります。こうした中で、院内学級の充実を図りますために、平成11年度小学校に、平成12年度中学校におきまして2名の複数担任といたしたところであります。さらに、ベッドサイドでの指導につきましても、平成11年度中学校では担任1名が3教科、週9時間程度指導を行っていたものを、平成12年度からは担任と教科担任による5教科、週19時間の授業数を確保して、指導体制の強化を図ってまいりました。また、教育環境の整備につきましては、コンピューターの導入、その他必要な教材教具の購入や中央図書館から毎月配本サービスを受けての院内学級文庫の開設など、その充実に向けてきたところでございます。今後

おきまして、指導時間数や教員の確保などが引き続き必要でありますことから、現在の状況を維持、継続できるよう努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○鶴見和夫 副議長 1 番。

◆1 番（松坂知恒議員） 明瞭な御答弁ありがとうございました。数点再質問させていただきます。

財政の問題ですけれども、市債の発行額を下げるということで、7%の投資的経費を削減する、そういう方針について具体的にどのようにやっていくのかという質問に対して、7%の投資的経費を削減するというお答えであったんですけども、よく聞こえなかったのでしょうか。その市債を発行をする事業というのは限られた事業であると認識しておるんですが、その中の一体どういう部分を削減して7%下げるといふような数字が出たのか、それをお聞かせ願わないと、ただ単にその計算だけして7%という数字が出たといふふうに判断せざるを得ません。明確な具体的な御答弁を求めます。

それから、大型ごみの有料化の問題ですが、市長がおっしゃられたことはよく理解できますし、そういう理念で進めなければならないと思うんですけども、私が問題にしておるのは、その具体的なその収集システムが非常にコストも高いし手間もかかるではないかということです。東京だけは下がってなくてほかの都市は下がっていると言いますが、どこの都市もほとんど大型ごみの有料化にして1年、2年程度の数字しか出ておらんわけで、それはいろいろその市民の側も新しいシステムに戸惑って出しにくくなって家に置いておるか、あるいは出しても集めてもらえないとか、そういうようなトラブルがあって頭にきて不法投棄をしていったりということになっているのじゃないかというふうに思うわけです。北九州は現に下がっておりまして、これは4年間、5年間の経過を見てずっと下がっているわけですけども、北九州だけを見て他都市は全部下がっているというのはおかしい。東京一つだけが下がっていないからといってこれは特別だというのは、どうも納得がいきません。しかし、私は今の議論を聞いてて、広島市はごみが確実に下がるだろうと思います。なぜかという、やはりもうお金も払わにやいけない、それから出しにくくなる、取ってくれないということになると、広島市が集めるごみの数というのはもうごくごく一部の、3分の1ぐらいになるだろうと思いますよ。しかし、納得のいかない市民はやはり山の中へ捨てたり、海の底へ捨てたりですね、あるいは市役所の玄関先へ捨てたりというようなことが起こるのではないかと私は深刻に心配しております。そういう状況にあっても環境局は来年や再来年の市議会です、ああごみが減りました、私が言ったとおりでしょうと言って胸を張って答弁されるのか、その辺、その点いかがでしょうか。御検討をいただきたいと思います。

それから、行革についてですけれども、公益法人の統廃合の中で、トータルは数字は26名削減して2億円の経費が削減されたと御答弁があったんですけども、トータルではなくて一つ一つの数字を見ていくと、広島市ひと・まちネットワークと広島市青少年健全育

成振興協会、それから広島市いきいき財団、先ほど言われて、うまくいっているという、その3組織を一つに統合されたんですが、その3組織の職員数の合計は、統合前では1996年で277名だったんです。ところが、統合後の2000年には346人に69人もふえています。総事業費も3億1,000万円ふえています。このケースだけではなくて、平和文化センターと国際交流協会の統合でも15名ふえて3億4,000万円事業費がふえています。文化振興事業団と歴史科学教育事業団の統合も16名ふえて、4億4,000万円増加している。一般にそりゃ統廃合してスリム化するということになれば、それは当然組織の数が減った分だけ人員も減って経費も減ると思うのが当たり前なんですけれども、どうしてこのようなよく理解のできない増員とか経費の増というのが行われているのか、これは一体どういう取り組みによってふえたのかということをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、段原の問題については、この問題は非常に、1954年にその土地区画整理法ができて、全国で多くの区画整理が実施されているわけです。はっきりした数はつかんでおりませんが1万件は超えているだろうと。そのうち、1976年から80年の間、この5年間に実施計画がされた小宅地対策ですね、小宅地対策だけでこの5年間に1,072件が実施されています。この中で、いろいろ小宅地の住民に対しては小宅地係数を掛けるとか、あるいは清算金を軽減するというようなさまざまな方法で配慮がなされているわけです。広島市の計画も当初はそういう配慮のもとにいろいろ考えて決められた案じゃないですか。それでずっと順調に来ていて住民も納得してその事業に協力していたわけです。今、米神局長が答弁されました中身ですが、法律の94条の規定があるとか、65条の3項に基づいて法にのっとってやっているという答弁がありましたけれども、じゃどうして最初からそういう事業計画を立ててやらなかったのか。途中で変えたから混乱したわけです。こういう途中で変えたという例は日本国じゅうほかに例を見ない。ほかに例を見ないから混乱しているわけで、やはりその責任は広島市が過失として負うべきではないでしょうか。しかもこの問題の解決は、やはり当初の説明どおり、いろいろ困難はあろうかと思いますが、当初の説明どおりの小宅地に配慮した対策を実施するしか方法はないと私は思いますけれども、広島市の見解を改めてお聞きしたいと思います。

○鶴見和夫 副議長 企画総務局長。

◎守田貞夫 企画総務局長 ただいま再質問いただきました公益法人等の統合につきまして26人減ってるというがふえてる団体もあるではないかという、こういう御質問でございます。

私が先ほど御答弁申し上げましたのは、統廃合につきまして効果の出ました庶務の人員、それからまた役員の減、こういったもので26人の減は出ておるところでございます。ただ、先ほど例に出されましたひと・まちネットワーク等の財団等につきましては、一方で事業の充実ということもしておるところでございます。一つの例といたしましては、ひと・まちネットワークにつきましては、その所管といたしております公民館につきまして、それまでやっておりました社会教育を中心としていた事業から地域の拠点としての事業に拡大

するために人員の増を行っておるところでございます。したがいまして、先ほど御指摘のありましたそういう職員増のことにつきましてはそのとおりでございますが、そういった統廃合の一応効果とそういった事業拡大の効果ということで御理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○鶴見和夫 副議長 財政局長。

◎北谷重幸 財政局長 投資的経費の削減の具体的な方法ということでございますが、投資的経費に分類されております事業、それぞれの事業につきまして、その事業の優先度等を考慮しながらトータルで7%を削減していこうということでございます。具体的には、その予算編成に当たってのそれぞれ財政等の協議等の中で毎年度7%ずつ削減をしていくということでございます。当然、その中にはプロジェクトの進捗度等も勘案しながら、重要度も勘案しながらやっていこうということでございます。

以上でございます。

○鶴見和夫 副議長 環境局長。

◎斉藤末男 環境局長 大型ごみの量が本当に減るのだろうかというふうな再質問でございましたけれども、御発言いただきましたように、北九州市が平成6年で始めましたのが最も古い政令市でございます。他の都市は平成9年ないしは10年と歴史がまだございませんので、そういった意味では北九州市がいわゆる最優等生と申しますかそういう感じでございますので、北九州市の収集内容をさらにつぶさに研究、勉強をいたしまして数年後に胸を張って言えるようになればいいなというふうに思っております。

それから、不法投棄の問題でございますけれども、これは一義的には住民の方の良心に訴えると申しますか、そういうものだろうというふうに思います。それから、パトロールをやるということは二義的なもので、やはりその注意を喚起するといえますか、捨てにくくするという、そういう環境をつくることだと思えます。それから、最後が、どうしても、そういったことをしても投棄をされた場合にはそれをどうするかということになろうかと思えますので、できるだけ予防までの2番目の点で抑えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○鶴見和夫 副議長 都市整備局長。

◎米神健 都市整備局長 段原土地区画整理事業の清算金の問題でございます。

一たん決めたものを変えたからこうなったんだということでございますけれども、土地区画整理事業における清算金は、従前の宅地と換地とを評価をいたしまして、その差額が清算金となるものでございます。したがいまして、仮換地の発表当時にはまだ換地の評価とか従前地の評価ということを行っておりませんので、清算金として決めたということとはございません。したがいまして、決めたものを変えたということではございませんけれども、一たん説明した金額と換地計画案で発表した金額とに大きな相違があるということが

今日の混乱の原因であるということにつきましては、先ほども申しましたように、市の責任であるというように考えております。したがって、これまで何とか約束どおりの方法がとれないかということで種々検討をいたしましたけれども、現段階ではなかなか合法的にそういう方法をとることが難しいということで、まことに申しわけないというふうに思っております。

○鶴見和夫 副議長 1 番。

◆1 番（松坂知恒議員） 行革のところでちょっと確認したいんですけれども、事業がふえたから人数がふえたんだということになると、これは行革の本来の目的から外れていると。今までの広島市の事業だっただんどん事業が拡大して人員がふえてきたわけですから。その中で特例なんですか、この一つの例は。そういうこともですね、やはりそういうこの行財政システムの構築を目指してという、実施状況の中にきちんと載せていたかないと、いかにも三つの組織が一つになって、市民もですね、見てああよかったよかったと、頑張るとるなということでは真実を知らされていない。局長さんも真実をやはり発表していただいて、人数はしかしふえましたと、お金もかかるとりますということをややはり出していただいて懇話会の議論に乗せていただくとか、議会の議論に乗せていただかないと、本当に真実を、本当の情報を得た上での議論にはならないのじゃないかと、これは強く要望しておきます。

それから、ごみの問題ですけれども、やはり具体的な収集システムについてはまだまだ日にちもあることですから、より効率的でしかもサービスの低下にならない集め方をもっともっと追求していただきたいというふうに希望します。

それから、段原の問題ですけれども、結局その広島市の決定によって広島市の職員が住民に説明したと、住民に説明して皆に知らせた。買い取り価格で清算するんだということの説明を回ったというところがこの問題の大きいところでありまして、説明した以上、やはり説明したとおりに事業を進めてもらうというのが、これは行政の一番の基本ではないかというふうに思うわけでございます。もしどうしてもこれが説明どおりにいかないというのであれば、いかないと判断した時点で改めて一件一件回ってきちんと説明をして、同意書も改めて取り直していただかなければ、いきなりその換地計画案で縦覧で 100 万円というふうに出されたのでは、これは住民も納得いかない。この状態が今もずっと続いているわけですから、その点をやはりしっかりと認識をしていただいた上で解決に努力していただきたいという希望を申し添えまして発言を終わります。

○鶴見和夫 副議長 本日の一般質問はこの程度にとどめたいと思います。

次 会 の 開 議 通 知

○鶴見和夫 副議長 この際、御通知申し上げます。

25 日は午前 10 時より議会の会議を開きます。

散 会 宣 告

○鶴見和夫 副議長

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時06分散会

議 長 平 野 博 昭

副議長 鶴 見 和 夫

署名者 増 井 克 志

署名者 水 野 な つ 子